

第54号議案

東京都台東区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月2日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、住宅宿泊事業の実施の制限等に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例

東京都台東区住宅宿泊事業の運営に関する条例（平成30年2月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第17条中「法第11条第1項第2号に規定するときは、区内全域」を「制限区域」に改め、同条ただし書を削り、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法第18条の規定により住宅宿泊事業の実施の制限をする区域（以下「制限区域」という。）は、区の全域とする。

第20条を第22条とし、第19条を次のように改める。

（指導及び勧告）

第19条 区長は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき（法第15条の規定による業務改善命令をすることができるときを除く。）は、その必要の限度において、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるよう指導し、及び勧告することができる。

2 区長は、住宅宿泊管理業の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき（法第41条第2項の規定による業務改善命令をすることができるときを除く。）は、その必要の限度において、住宅宿泊管理業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるよう指導し、及び勧告することができる。

第19条の次に次の2条を加える。

(業務改善命令)

第20条 区長は、前条の規定による指導及び勧告を受けた者が当該指導及び勧告に従わないときは、その者に対し、相当の期間を定めて、同条の措置をとるべきことを命ずることができる。

(違反者の公表)

第21条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者について、公表することができる。

- (1) 法第15条若しくは法第41条第2項又は前条に規定する業務改善命令に従わない者
- (2) 法第16条第1項に規定する業務停止命令を受けた者
- (3) 法第16条第2項に規定する業務廃止命令を受けた者

2 前項の規定により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 商号、名称又は氏名
- (2) 届出住宅の所在地
- (3) 届出番号
- (4) 当該命令の内容

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都台東区住宅宿泊事業の運営に関する条例第17条の規定は、この条例の施行の日以後に住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による住宅宿泊事業を営む旨の届出をする住宅について適用し、同日前に同項の規定による住宅宿泊事業を営む旨の届出をした

住宅については、なお従前の例による。